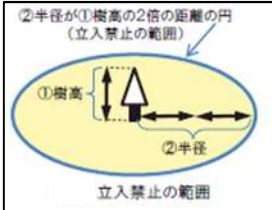


# 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p><b>災害発生月</b></p>	<p>令和4年2月</p>
<p><b>事業の種類</b></p>	<p>建設業</p>
<p><b>災害の概要</b> (注1)</p>	<p>斜面で支障木(樹高:約 20m、アカマツ)にチェーンソーで受け口(地上 1m 強)と追い口を入れ、同樹木の高さ約 9m に取り付けたワイヤーロープをチルホールで巻き取って伐倒したところ、伐倒木の根元部が地面に当たった際に跳ね上がり、伐倒木から見て斜面下方の近くで作業を監視していた被災者に激突した。</p>
<p><b>再発防止のためのポイント</b> (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)</p>	<p>チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には、次のとおり、伐倒木に激突されないよう、安全な距離を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐木を行っている場所の下方で、伐倒木が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある場所への立入りを禁止すること。</li> <li>● 伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側への伐倒者以外の者の立入りを禁止すること(右図のとおり)。</li> </ul>  <p>立木の伐倒作業は、呼子等定められた合図を必ず行い、上図の立入り禁止範囲内に他の作業者がいないことを確認した上で行うことを徹底すること。</p> <p>伐木作業を行う場合には、あらかじめ、地形の状況、伐倒対象の立木の状況等を調査し、この調査結果を踏まえ、作業計画を定め、その計画により作業を行うこと。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐木作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年9月当局作成・次頁)</li> <li>● チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン (<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000599584.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000599584.pdf</a>)</li> <li>● 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～ (<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000524013.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000524013.pdf</a>)</li> <li>● チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画(末尾添付)</li> </ul>

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものととは限らない。



# 伐木作業における労働災害防止チェックリスト

伐木作業における悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項 <small>(チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン ・林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン 参照)</small>		確認欄
1	(作業計画の作成) 様式例参照 伐木作業を行うときは、あらかじめ作業場所の地形、伐倒する立木の形状等を調査した上で作業計画を作成し、当該計画に基づいて作業を行っていますか？	
2	(伐倒方法 ) 胸高直径20cmの伐木作業では受け口を作っていますか？	
3	(伐倒方法 ) 裏面・図1参照 上記作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「つる」を確保していますか？	
4	(伐倒方法 ) 裏面・図2参照 伐木時は、伐倒木から樹高の2倍以内の範囲を伐倒者以外立入禁止としていますか？	
5	(かかり木の処理 ) かかり木を放置することなく、速やかに処理していますか？ やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業従事者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止していますか？	
6	(かかり木の処理 ) 裏面・図3～図5参照 「かかり木にかかっている立木の伐倒」(図3)、「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)及び「かかっている木の元玉切り」(図5)することを禁止していますか？	
7	(特別教育) 「伐木等の業務に係る特別教育」を実施していますか？ 注) 令和2年8月1日施行の省令改正前の労働安全衛生規則第36条8号(大径木等)及び同規則第36条8号の2(チェーンソーを用いて行う立木の伐木等)の特別教育受講者は、補講が必要となります。	
8	(下肢の保護) 伐木作業時に、下肢を保護する切創防止用保護衣(防護ズボン、チャップス等)を着用させていますか？	
9	(緊急連絡体制の整備) 労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制が整備されていますか？	

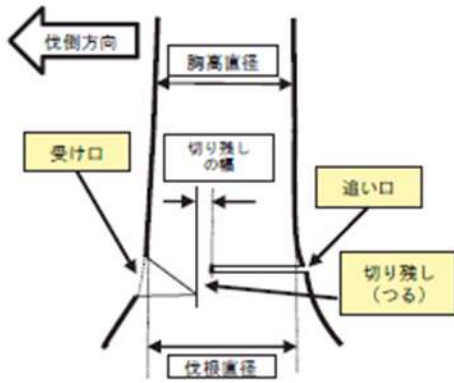


確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。

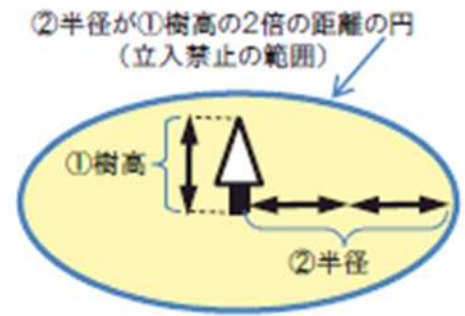


長野労働局・労働基準監督署

(令和3年9月)



(図1) 受け口、追い口等の関係図



(図2) 立入禁止の範囲



(図3) かかられている立木の伐倒



(図4) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒 (浴びせ倒し)



(図5) かかっている木の元玉切り

# チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

第 回改定：令和 年 月 日

事業者名	印
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

事業場(現場・団地)名 作業場所(林班等) 作業班名		
作業責任者名・連絡先		
作業期間		自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日
作業地の概況	地形の状況	(傾斜) 平地 傾斜地 段差地 (傾斜地の場合)急傾斜 中間 ならぬ (平均的な傾斜 °) (斜面の向き)日照よい(南向き等) それ以外(北向き等) (留意点 )
	地質・水はけの状況	(岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい (留意点 )
		(転石・浮石) 多い 中間 少ない (留意点 )
		(水はけ) よい 中間 悪い (留意点 )
	埋設物・架空線の近接の状況	(埋設物) 無 有 ( ) (留意点 )
		(架空線) 無 有 ( ) (留意点 )
	伐倒対象の立木の状況	(樹種) スギ ヒノキ その他 ( ) (樹齢) ( )年生が主体 (大きさ)胸高直径( cm程) 樹高( m程) (大きさのばらつき)多い 中間 少ない (留意点 ) (立木の密度) 密 中間 疎 (留意点 )
	つるがらみ、枝がらみの状況	(つるがらみ) 無 有 (留意点 )
		(枝がらみ) 無 有 (留意点 )
	枯損木等の状況	(枯損木) 無 有 (留意点 )
(風倒木) 無 有 (留意点 )		
下層植生の状況	(かん木) 密 中間 疎 (留意点 )	
	(草本) 密 中間 疎 (留意点 )	
作業計画の内容	作業の方法	チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他( )
	伐倒の方法	間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他( )
	伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他( )
	かかり木の処理の方法	車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他( )
	退避場所設定標示	テープ表示 その他( )
	立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン その他( )
	合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他( )
	伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他( )
	その他安全対策	

## 作業を行う場所・作業の方法の概略図

緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。  
 なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

作業班	事業者名	チェーンソー使用有無	チェーンソーメーカー	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		
緊急時の対応	緊急車両の走行経路、緊急連絡先	林班 小班	GPS緯度： 経度：	
			消防署(電話 ) 病院(電話 )	
	携帯電話等・無線通信による通信可能範囲	緊急車両待合せ場所(林道等名称・位置) 会社(事務所)(電話 )		
		林道等名称・位置		
備考				

- (1)各欄については、作業の実態に応じて、印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2)記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

## (裏面) 記入に係る留意事項等

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

### 1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- (2) チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式の様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた記入例を記入した様式を作成し、社内で配布することは望ましいこと。

### 2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入に係る留意事項等」を参考にすること。
- (3) 「留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4) 「作業責任者・連絡先」欄には、必要に応じて、「作業指揮者」等の関係者の職氏名を含めて記入すること。
- (5) 「地形の状況」の(傾斜)の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるか等を記入すること。
- (6) 「地形の状況」の(傾斜地の場合)の欄には、急傾斜か、なだらか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜(おおよその傾斜角度)を記入すること。
- (7) 「地形の状況」の(傾斜の向き)の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か(北向き等により日照がよいといえないか等)を記入すること。
- (8) 「地質・水はけの状況」の(岩石地・崩壊地)の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「地質・水はけの状況」の(転石・浮石)の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (10) 「地質・水はけの状況」の(水はけ)の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (11) 「埋設物・架空線の近接の状況」の(埋設物)及び(架空線)の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (12) 「伐倒対象の立木の状況」の(樹種)の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (13) 「伐倒対象の立木の状況」の(樹齢)の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- (14) 「伐倒対象の立木の状況」の(大きさ)の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であっても差し支えないこと。
- (15) 「伐倒対象の立木の状況」の(大きさのばらつき)の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (16) 「伐倒対象の立木の状況」の(立木の密度)の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか(密)、疎らか(疎)、その中間であるかを記入すること。
- (17) 「つるがらみ、枝がらみの状況」の(つるがらみ)及び(枝がらみ)の欄には、伐倒対象の立木でのそれらの有無を記入すること。
- (18) 「枯損木等の状況」の(枯損木)及び(風倒木)の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。なお、必要に応じて、「かかり木状態の木の有無等の状況」を含めて記入すること。
- (19) 「下層植生の状況」の(かん木)及び(草本)の欄には、作業を行う場所において、各々が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

### 3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「作業の方法」の欄には、チェーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を記入すること。
- (2) 「その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた措置を記入すること。

### 4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

- (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合には、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (2) 概略図には、「地形の状況」、「地質・水はけの状況」及び「埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を記入することが望ましいこと。
- (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
  - ア 労働災害の発生のおそれがある場所
    - (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
    - (イ) 立木に、つるがらみ、枝がらみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
    - (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下等するおそれがある場所
  - イ 作業の方法
    - (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番(どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。)がわかるように、必要な情報を記入すること。
    - (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。

### 5. その他

- (1) 「緊急車両の走行経路、緊急連絡先」の欄には、緊急車両が林道等に至る一般道からの入り口、緊急車両が通行できる林道等、林道等において、緊急車両の待機が可能である場所等を記入すること。
- (2) 「携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲」の欄には、移動体通信(携帯電話(スマートフォンを利用する場合を含む。))及びPHS、)又は無線通信(トランシーバーを含む。)による通信が可能である範囲を記入すること。